

道路管理課

選告示第40号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成23年7月28日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム ふれあいの里 茅野市玉川4300-9」

を

「諏訪中央病院組合介護老人福祉施設 茅野市玉川4300番地9
ふれあいの里」

に改める。

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正します。

平成23年7月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考の項中

民間企業等職務経験者を対象とする長野県職員採用選考

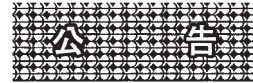
を

社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考試験

に、

「経験論文考査」を「教養考査」に改め、「身体検査及び」を削り、同表の看護経験者を対象とする長野県職員採用選考の項を削る。

人事委員会事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度長野県震度情報ネットワークシステム等保守点検業務

(2) 役務の特質

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成24年1月30日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去5年間に国又は地方公共団体から受注した種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県危機管理部消防課

電話 026 (235) 7183

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月10日(水) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年8月8日(月)午後3時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

消 防 課

公告

長野県男女共同参画センターの管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行かせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施設の概要等

(1) 名 称 長野県男女共同参画センター

(2) 所在地 長野県岡谷市長地権現町四丁目11番51号

(3) 設置目的

男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和59年8月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階（一部4階）
敷地面積	5135.8㎡
延床面積	3351.6㎡
主な施設	ホール（定員504名）等（長野県男女共同参画センター指定管理者管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。（詳細は、長野県男女共同参画センター指定管理者募集要項（以下「募集要

項」という。）及び仕様書によります。）

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県男女共同参画センターの利用の許可に関する業務

(3) 長野県男女共同参画センターの利用に係る料金に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 現地説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

(1) 日時 平成23年8月9日（火） 13時30分から15時30分まで

(2) 場所 長野県男女共同参画センター

(3) その他

説明会に参加しようとする者は、平成23年8月5日（金）17時まで、長野県企画部人権・男女共同参画課（郵便番号 380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2、ファクシミリ：026（235）7389、電子メール：jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp）へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県企画部人権・男女共同参画課で交付します。なお、長野県ホームページ（http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/danjo/da_menu.htm）からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部人権・男女共同参画課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者

の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成23年8月19日(金)から9月12日(月)正午まで(郵送による応募は、9月12日(月)正午までに到着のものに限り受け付けます。)

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から男女共同参画センター指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県企画部人権・男女共同参画課(電話 026(235)7102)に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

人権・男女共同参画課

公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県飯田創造館

(2) 所在地

長野県飯田市小伝馬町1-3541-1

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階
敷地面積	2,377.36㎡
延床面積	2,411.35㎡
主な施設	学習室等(長野県飯田創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、募集要項及び長野県飯田創造館管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務

(3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務

(4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課(郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)で交付します。

なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>)からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成23年8月22日(月)から9月12日(月)正午まで

6 現地説明会の開催

長野県飯田創造館の施設について説明するため、次のとおり現

地説明会を開催します。

- (1) 日時
平成23年8月10日(水) 午前9時30分から
- (2) 場所
長野県飯田創造館
- (3) その他
現地説明会に参加しようとする者は、平成23年8月8日(月)までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課(電話 026 (235) 7442)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

長野県佐久創造館の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県佐久創造館
- (2) 所在地
長野県佐久市猿久保55
- (3) 設置目的
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。
- (4) 施設の概要

建設年月	昭和55年12月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上2階
敷地面積	10,265.19㎡
延床面積	4,875.66㎡
主な施設	学習室等(長野県佐久創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、募集要項及び長野県佐久創造館管理業務仕様書(以下「仕様書」と

いう。)によります。)

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県佐久創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県佐久創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務
- 4 応募資格
- 応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。
- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 応募の手続
- (1) 募集要項及び仕様書の交付
- 募集要項及び仕様書は、長野県企画部生活文化課(郵便番号 380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)で交付します。
- なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/seikatsu/kashokai.htm>)からダウンロードできます。
- (2) 応募方法
- 申請書に、次の書類を添付して、長野県企画部生活文化課へ提出してください。
- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の(4)の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成23年8月22日(月)から9月12日(月)正午まで

6 現地説明会の開催

長野県佐久創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成23年8月10日(水) 午後2時30分から

(2) 場所

長野県佐久創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成23年8月8日(月)までに、所定の用紙により長野県企画部生活文化課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

(1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。

(2) この募集について不明な事項は、長野県企画部生活文化課(電話 026 (235) 7442)に問い合わせてください。

(3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

生活文化課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年7月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八ヶ岳南麓まちづくり会議

3 代表者の氏名

高橋 慶

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡富士見町落合3704番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、富士見町を中心とした八ヶ岳南麓において、地域資源を活かした持続可能な地域づくりに関する事業を行い、地域活性化及びまちづくりの推進等に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク

3 代表者の氏名

佐藤 友則

4 主たる事務所の所在地

松本市大字南浅間576番地11

5 定款に記載された目的

この法人は、中信地域において、基本的人権の尊重に基づき、その地域に住む人々が国籍や文化の違いを超え、お互いに理解しあい交流しあって住みやすい社会を作ることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人飯島中川政経人会議

3 代表者の氏名

下平 洋一

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡飯島町飯島686番地

5 定款に記載された目的

混沌とした時代に生き残るためにも、より一層の自主性と自立性を高めた住民意識の行政参画が待たれていると痛感し、ここに生業の活動拠点を置く政経人としてこのまちの文化経済の発展を強く願う立場から、多種多様な経験と知識と情報をもつ政経人が互いに英知を結集して、先進的文化経済情報の発信を企画し、また独創的で個性的なまちづくりに広く民意を集め研究し、政策提言を行い、もって地域文化経済の一層の発展を図ることを目的とする。

県民協働・NPO課